

厚岸町条例第12号

厚岸町職員の給与に関する条例及び厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年5月23日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町職員の給与に関する条例及び厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(厚岸町職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 厚岸町職員の給与に関する条例(昭和26年厚岸町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第16条の3第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

別表第5のアの事項のうち1級の項及び2級の項中「又は学芸員」を「、学芸員又は指導員」に改め、同表のアの事項のうち5級の項を次のように改める。

5級	1 課長補佐の職務 2 次長の職務 3 事務次長の職務 4 所長、館長又は場長の職務 5 薬局長又は臨床検査技師長の職務 6 副総看護師長又は看護師長の職務
----	---

(厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和42年厚岸町条例第

9号)の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定（厚岸町職員の給与に関する条例（次項において「給与条例」という。）第16条の3第2項及び第3項の改正規定を除く。）による改正後の同条例の規定は、令和3年8月1日から適用する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 3 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の給与条例第16条の3第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合並びに厚岸町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年厚岸町条例第44号。以下この項において「会計年度任用職員給与条例」という。）第13条第1項及び第23条第1項において準用する場合を含む。）及び給与条例第16条の3第4項から第6項まで（会計年度任用職員給与条例第13条第1項及び第23条第1項において準用する場合を含む。）又は第15条の2第1項から第3項まで若しくは第5項並びに第2条の規定による改正後の厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第13条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下この項において「企業職員給与条例」という。）第13条第4項から第6項まで又は第12条第1項から第3項まで若しくは第5項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同月前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与条例、会計年度任用職員給与条例又は企業職員給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の職員 127.5分の15
  - (2) 再任用職員 72.5分の10  
(規則への委任)
- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。